


法務少年支援センターによる心理的支援

法務省矯正局少年矯正課 少年鑑別所係

**全国共通
相談ダイヤル** **0570-085-085**
お近くのセンターに直接つながります。

法務少年支援センター **検索**



施設参観の案内など、お近くのセンターの最新の情報が得られます。メールによる相談受付も行っています（一部施設）。



地域援助とは

地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため

- 少年，保護者その他の者からの相談 = 少年，成人も対象
- 非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体からの依頼 に対応
(司法，教育，福祉・保健，医療，更生保護，矯正施設)

地域援助の方法

- 情報の提供
- 助言
- 心理的援助
- 研修及び講演
- 各種調査

相談に応じる場所

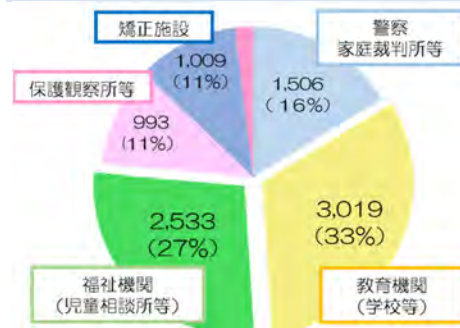
- 外来相談室（相談棟）
- アウトリーチ（例：学校等の相談室への出張等）

相談に応じる職員

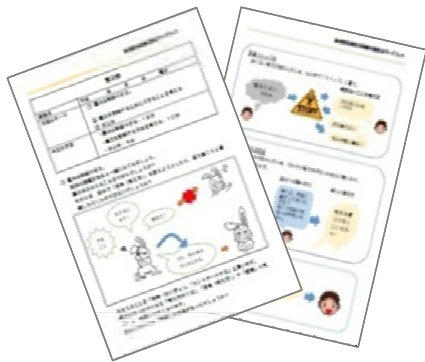
- 少年鑑別所に勤務する
 - 心理学の専門職員（法務技官（心理））
 - 教育学等の専門職員（法務教官）



関係機関とのネットワーク（R3）



利用しやすさの工夫(地域援助専用の設備)



- ・ 地域援助専用の相談室、相談棟(一部の庁)の設置
- ・ 開放的で明るい内装の相談室で、**心理相談、心理検査、心理教育**(ワークブック6種(性、暴力、薬物、盗み、交友、ルール))を実施
- ・ 施設参観、関係機関の研修等も積極的に受入

コロナ禍における地域援助

新型コロナウイルス感染症感染防止対策について

～ 緊急事態宣言下で休止していた、来談による相談を再開しています

ご協力をお願いします

- ・ マスクの着用
- ・ 入室前の手指のアルコール消毒

* 発熱、だるさ、咳、息苦しさ等、新型コロナウイルス感染症が疑われる体調不良がある場合は、来談をお控えいただきますようお願いいたします

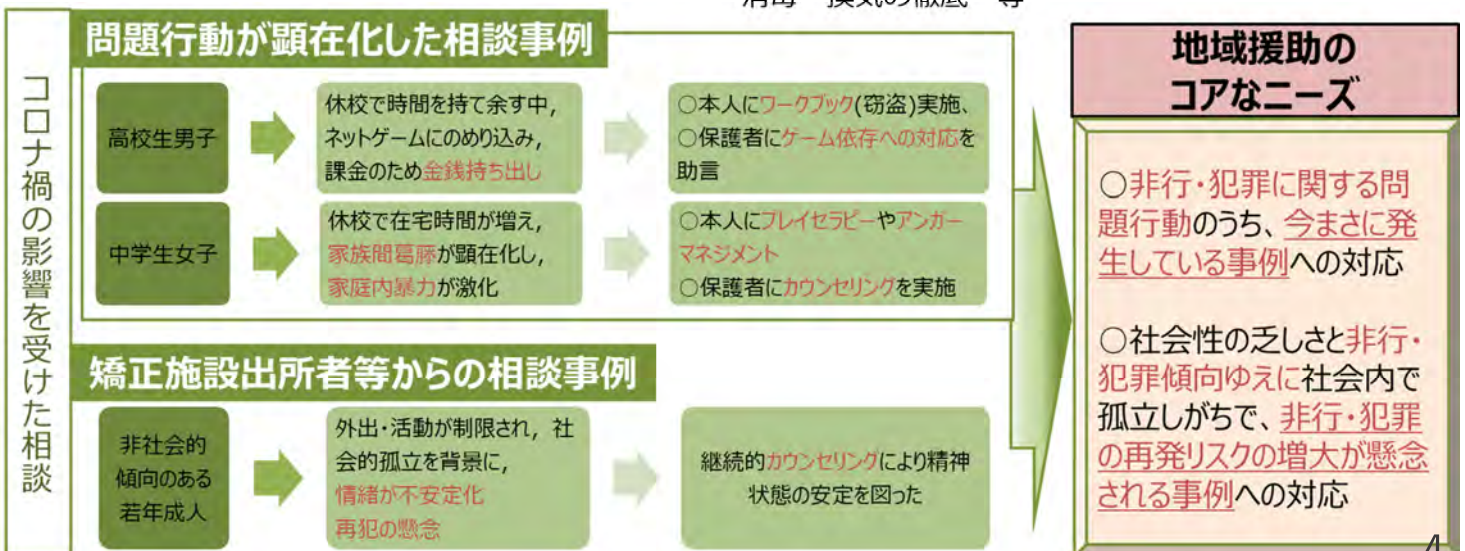
ご了承ください

- ・ 職員もマスクを着用しています
- ・ アクリル板の衝立を置いています
- ・ 換気のために、窓を開けさせていただくことがあります

○ 研修・講演等も再開し、安全に配慮した形式のご依頼もいただいております。ご相談ください



- ・ H P による感染防止策の周知
- ・ 衝立の設置(アクリル板等)・マスクの着用
- ・ 消毒・換気の徹底 等





法務少年支援センターでは オンラインでの心理相談を始めます



全国14庁で開始します

- 法務少年支援センター さっぽろ 011-787-0111
- 法務少年支援センター 仙台 (ふるじろ心の相談室) 022-286-2322
- 東京法務少年支援センター (ねりま青少年心理相談室) 03-3550-8802
- 東京西法務少年支援センター (もくせいの杜心理相談室) 042-500-5295
- 千葉法務少年支援センター 043-251-4970
- さいたま法務少年支援センター (非行防止相談室ひいらぎ) 048-862-2051
- よこはま法務少年支援センター (青少年心理相談室) 045-845-2333
- 愛知法務少年支援センター 052-721-8439
- 大阪法務少年支援センター 072-228-5383
- 神戸法務少年支援センター 078-351-0771
- 法務少年支援センター 京都 (かもがわ教育相談室) 075-751-7115
- 広島法務少年支援センター (非行問題相談室) 082-543-5775
- 法務少年支援センター 高松 087-834-7112
- 法務少年支援センター 福岡 092-541-5288

全国共通
相談ダイヤル

おやこ おやこ
0570-085-085

お近くの法務少年支援センターに
直接つながります。

利用しやすい相談機関を目指しています

オンライン心理相談の例

- 個別の心理相談
子育ての悩み、困りごと
学校や職場での対人関係の悩み
- ワークブックによる心理教育
「暴力」「性」「薬物」「窃盗」「交友」「ルール」
- 関係機関とのケース会議
問題行動のある子どもについての
見立て、関わり方への助言など
- 講演や研修
「思春期の子どもの理解」「子どもの発達」
「少年非行の現状」など



自宅に
いながら

実施の際には
セキュリティ対策を
徹底します

スピーディーに



法務少年支援センター



- お近くのセンターの最新の情報が得られます
- メールによる相談受付も行っていきます (一部施設)

生徒指導提要の改定

第I部 生徒指導の基本的な進め方

第1章 生徒指導の基礎

- | | |
|------------------|--|
| 1.1 生徒指導の定義 | (生徒指導の定義、実践上の視点、生徒指導の連関性 等) |
| 1.2 生徒指導の構造 | (2軸3層4類型 (発達支持・課題予防 (課題未然防止・課題早期発見対応)・困難課題対応) 等) |
| 1.3 生徒指導の方法 | (児童生徒理解、集団指導・個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援 等) |
| 1.4 生徒指導の基盤 | (教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等) |
| 1.5 生徒指導の取組上の留意点 | (児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等) |

第2章 生徒指導と教育課程

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程 | 2.4 総合的な学習 (探究) の時間における生徒指導 |
| 2.2 教科の指導と生徒指導 | 2.5 特別活動における生徒指導 |
| 2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導 | |

第3章 チーム学校による生徒指導体制

- チーム学校における学校組織 (チーム学校、学校組織 等)
- 生徒指導体制 (生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌の横断、教職員の研修、年間指導計画 等)
- 教育相談体制 (基本的な考え方、活動体制、教育相談の研修、年間計画 等)
- 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校 (生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント)
- 危機管理体制 (学校安全、安全教育 等)
- 生徒指導に関する法制度等の運用体制 (校則、懲戒・体罰、出席停止措置 等)
- 学校・家庭・関係機関等との連携・協働 (教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等)

※関係機関の記載にあたっては、児童生徒の処方や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

第II部 個別の課題に関する児童生徒への対応

- ・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載
- ・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1) 関連法規・基本方針等 | 3) 未然防止・早期発見・対応 |
| 2) 学校の組織体制と計画 | 4) 関係機関等との連携体制 |

第4章 いじめ

第5章 暴力行為

第6章 少年非行 (喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)

第7章 児童虐待

第8章 自殺

第9章 中途退学

第10章 不登校

第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

第12章 性に関する課題

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※

※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景 等

法務少年支援センター（少年鑑別所）における児童虐待への対応

※相談は、子どもの問題行動への対処が契機となる場合が多い。

1 親又は児童の心理テストや面談等・親に対する心理教育プログラムや児童への心理的支援

(1) 被害児童等への対応

ア 被虐待経験を背景に生じている**問題行動への対応**
 ※ 問題行動の見立てと、問題行動抑止のための支援・助言等

具
体
例

中学生男子
 家財持ち出しについて母親から相談
 背景に父親からの暴力
 ○本人と面接、心理検査、ワークブック(窃盗)による心理教育
 ○保護者と面接、問題行動の見立ての提示と、子育ての悩みにに対する助言

イ 被虐待経験に関する**心理的ケア**
 ※ 被害生徒に対する心理的支援等

具
体
例

中学生女子
 被虐待経験を背景に施設内での対人トラブル、自傷行為等があり、児童福祉施設から相談
 ○本人にプレイセラピーやカウンセリングの実施
 ○施設職員に、被害生徒の理解や関わりについての助言・提案

(2) 保護者等への対応

ア **加害者である保護者等への対応**
 ※ 心理教育プログラムの実施等

具
体
例

児童の父親
 実子への傷害事件を起こした父親に対して、関係機関から再発防止に向けた支援の依頼
 ○父親と面接、心理検査、ワークブック(暴力)による心理教育
 ○関係機関との意見交換(支援方針の提案、共有等)

イ **養育等に悩む保護者等への対応**
 ※ 養育不安等についての相談・助言等

具
体
例

中学生の母親
 親子関係や子どもの交友関係についての悩みがあると
 して相談
 ○親子関係を振り返るための心理検査の実施
 ○心理検査結果を踏まえた母子並行面接を実施

2 児童相談所等の求めに応じたノウハウの提供等

(1) 要保護児童対策地域協議会への参加

- 関係機関における連携推進のための議論や意見交換
- 個別事例に対する心理面からの見立て、支援方針の提案等

(2) 児童相談所等への研修

- 児童相談所職員、児童養護施設職員への研修(問題行動の理解や支援等、法務少年支援センターの対応例の説明等)

◆ 県警少年サポートセンター等における 立ち直り支援活動との連携

※対象：補導された少年，保護者・学校などから
相談を受けた少年等

警察

- ・面接による支援目標設定
- ・各種立ち直り支援活動
(例 社会参加体験
(清掃ボランティア等))

対応相談

保護者の
同意書

面接依頼

法務少年支援センター

- ・面接・心理検査等の実施
- ・専門的知見に基づく
指導・助言等

→コミュニケーション能力や自己肯定感の向上等を図り、
問題行動の改善，立ち直りを目指す

※県警と法務少年支援センター（少年鑑別所）
間の協定に基づく連携推進

